

第3章 期待される行動と計画の推進体制

第1節 市民等・事業者・土地所有者等の役割と期待される行動

1. 市民等として

ポイ捨てのない美しいまちをつくるには、市民は自ら生じさせたごみは、自らの責任において適正に処理しなければなりません。そのためには、ルールを守りポイ捨てしないことは当然のことながら、市民一人ひとりが問題意識を持ち、アダプトプログラムなどの自発的な行動を起こすことが大切です。

【期待される行動】

- ・自分でだしたごみは自分の責任において持ち帰りましょう。
- ・屋外において喫煙しようとする場合は受動喫煙防止重点区域外とし、たばこの吸い殻は適切に処理しましょう。
- ・飼い犬を散歩させる時は飼い犬のふんを持ち帰るための回収袋等を携行し、ふんの処理まで行いましょう。
- ・地域の清掃活動に積極的に参加し、ごみのない美しいまちづくりに努めましょう。

2. 事業者として

事業者は、事業活動に伴って生じるごみの散乱を防止し、事業所、その周辺やその他事業活動を行う地域における清掃活動に努めるとともに、ごみの散乱防止について、従業員に対する啓発に努めなければなりません。そのためには、自らアダプトプログラムなどの地域環境美化活動に取り組むことが大切です。

【期待される行動】

- ・事業活動に伴って生じるごみの散乱を防止するとともに、従業員に対してポイ捨て行為をしないよう教育を行いましょう。
- ・ごみの散乱の原因となるものを製造、加工、販売する事業者は、消費者に対するごみの散乱防止等の啓発に努めましょう。
- ・容器に収納した飲料や食料を販売する事業者は、販売する場所に回収容器を設置し適正な管理に努めましょう。
- ・たばこを製造販売する事業者は喫煙時のマナーの徹底及びたばこのポイ捨て防止について消費者への啓発に努めましょう。
- ・旅行業者等は、ごみの散乱防止について利用者に対し啓発に努めましょう。

3. 土地所有者等として

土地所有者等は、所有や管理する土地の利用者に対してポイ捨て防止の啓発に努め、地域の良好な生活環境を保つことが大切です。

【期待される行動】

- ・所有・占有・管理する土地におけるごみの散乱を防止するため、土地利用者の意識の啓発、清掃活動等により地域の良好な生活環境を保全するよう努めましょう。
- ・所有、管理している土地を雑草が著しく繁茂することがないように適切に保ちましょう。
- ・所有・占有・管理する土地周辺の清掃（門掃き）を行いましょう。

第2節 行動計画の推進

市は、行動計画に基づいて、ごみの散乱及び飼い犬のふんの放置防止を図り、ポイ捨てのない美しいまちづくりを推進するための事業を進めます。

事業の実施に際しては、市、市民等、事業者、土地所有者等及び自発的活動団体が協働してごみのない美しい環境づくりを推進するための理解と協力が得られるよう努めます。

行動計画を変更する際には、市民の意見が十分に反映されるよう、市民会議を開催するなどして、意見を求めます。

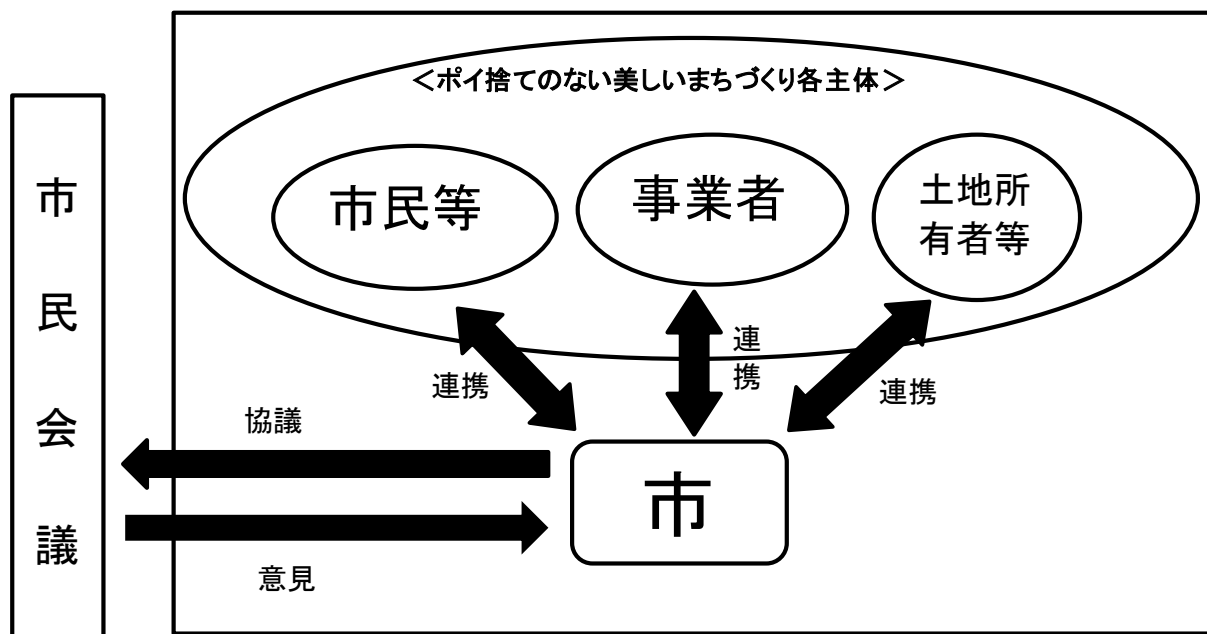


図7. ポイ捨てのない美しいまちづくり推進のイメージ